

鈴鹿市告示第 2 1 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、市道の区域を次のとおり変更し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 6 年 1 1 月 5 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

路線名：長太新町四丁目 2 7 9 号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
長太新町四丁目 1762 番 1 地先から	旧	166. 0	4. 0～16. 7
北長太町字洲畑 1827 番 2 地先まで	旧新	162. 3	3. 5～5. 7